

○恵那市行財政改革審議会条例

恵那市行財政改革審議会条例

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した適正かつ合理的な行財政の実現に資するため、恵那市行財政改革審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、行財政の実態に検討を加え、行財政運営の改善に関する基本的事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関して、市長に建議をし、又は市長の諮問に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市の区域内の公共的団体の代表者、市民、学識経験を有する者及び市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、公共的団体の代表者として任命された者の任期は、2年以内で当該公共的団体の代表者の任期による。

4 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員任命後最初の審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を聴くことができる。

(オブザーバー)

第6条 審議会に専門的な知識を有する者をオブザーバーとして置くことができる。

2 オブザーバーは、市長が任命する。

3 審議会は、必要に応じてオブザーバーに意見、助言等を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。